

2007年8月23日

後期高齢者医療制度実施にあたっての要望書

山梨県後期高齢者医療広域連合
連合長 小林 義光殿

日本共産党山梨県地方議員団
代表 神田 明弘

2008年4月から始まる後期高齢者医療制度の運営主体となる山梨県後期高齢者医療広域連合が、本年2月1日に設立され、7月には各市町村から選出された議員による第1回目の議会が開催されました。10月には保険料を決める議会が開催されると聞いています。

2006年に成立した医療制度「改革」関連法は、医療費の伸びを国の経済・財政と均衡させることを狙いとしています。その一つ後期高齢者医療制度も、高齢者が増えても大企業の負担が増えないように、高齢者の医療費は高齢者に払わせる仕組みとなっていて、医療給付費が増えれば、保険料が値上がりする仕組みが導入されています。年金生活者が多数の後期高齢者にとって、介護保険料の負担に加え、新たな医療保険料の負担が、生活の困窮を招くことになるのは明らかです。

また、これまで老人保険制度では発行されていなかった資格証明書・短期保険証を、後期高齢者医療制度では、国民健康保険制度と同様に保険料を滞納した場合は発行することが出来ることにされました。保険料を払えない人が医療機関の窓口で10割全額の医療費を支払うことは困難で、慢性疾患をもち病気に罹りやすい後期高齢者にとって、「お金の無い人は死になさい」というに等しい、生存権の否定につながるものです。

このように後期高齢者医療制度は多くの問題点がある上に、それを運営し、保険料など重要な決定を行なう「広域連合」は、28市町村の議会代表各一名による議会構成など、住民の声が届きにくいという問題があります。検討状況や作業状況を全面的に情報公開し、住民の声を聞く機関の設置や、要求を反映させる取り組みが強く求められます。

以上のことから、後期高齢者医療制度が高齢者の不安を解消し、生活実態や経済状況を踏まえた制度となるよう、以下の実現を要望します。

要望項目

- 1、保険料は「医療給付費の実績を反映して設定する」とされているが、高齢者の生活実態を十分考慮して設定すること
- 2、保険料の減免制度を独自につくること
- 3、資格証明書・短期保険証は発行しないこと
- 4、高齢者や県民の声が反映される機関を設置すること

以上